

つくばみらい市規則第21号



つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月20日

つくばみらい市長

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年つくばみらい市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。